

あいちの学童保育

2014年1月7日 第10号

愛知学童保育連絡協議会 発行



日々、つれづれ

第9回目は、愛知県立大学教育福祉学部の望月彰教授です。

県内の学童保育指導員・保護者にスポットを当てていろいろなお話を聞いていきます。

壁新聞インタビューとしては初めての研究者。学童保育の研修でもおなじみの望月彰先生を長久手の愛知県立大学研究室に訪ねました。

ゼミ生の楽しそうな笑い声。部屋に入った私たちに、ぴよこんと頭を下げてくれた学生達の向こう側に望月さんの穏やかな笑顔がありました。

壁面の本棚には天井までびっしり本と資料が並んでいます。資料の閉じ方をみても几帳面な人柄が感じられます。本の前にはいくつものけん玉。つとに有名ですが、望月先生はけん玉の名手です。研究者がなぜけん玉?お話を聞いていくうちにその理由がわかりました。

「子どもの権利条約にもありますが、大人の持っている権利は子どもと同じく持っています。ただ一つ同時に、子ども固有の権利があるんですよ。その典型が遊ぶ権利です。」

「遊ぶことは子どもが子どもとして存在するために不可欠なものです。子どもの健全育成のため、健康のため、自然認識、社会関係等のため、人格形成のために遊びが必要と言われてきました。でも権利はなにかの目的を果たすためにあるわけではなく、遊びそのものが子どもに必要なのです。」

「昔は当たり前前に遊んでいました。今は遊ぶ環境がないですね。遊ぶ権利は何度も大きな危機にさらされました。第1の危機は戦争、第2は高度経済成長です。技術革新によって自然環境、遊ぶ環境が奪われまされた。第3は学校教育の歪んだ発達です。極度に歪んだ競争主義的な教育に放課後の豊かな時間まで奪われました。」

「本来子どもの遊びとは、自然の中で遊びを作り出し、遊びの中で友達と関わるものです。伝承遊びがそれを伝えていきます。ゲーム機は子どもにとって刺激的で関心を引きやすく、きつと面白いはず。でも、伝承あそびと本質的に違います。OKから作られたものではなく、誰かがプログラムしたもので遊んでいるだけ。創造的人間的な遊びではないですね。伝統遊びを意図的に伝えていかななくてはならない。学童保育で伝承遊びが守られ広がっているのは大切です。」

「目標を持って取り組む学童保育にあって、指導員はプロとして意識的計画的に遊びを取り入れますが、本来遊びは自由な営みであるのに、それを指導者として取り組ませるということとは遊びの自由を阻害することになります。これは大きな矛盾です。そこに指導員の高度な専門性が問われています。ともすれば遊びの本質を奪うことになるのだから。」



「私が教育福祉を研究することになったきっかけは大学の時に訪れた児童養護施設でした。不遇な生い立ちに加え、劣悪な最低基準に制約された施設環境にでくらししている子ども達ひとりひとりを受け止め、子どもの発達保障を目指そうとしている職員の高齢な姿に、教育の本質がみえたんですね。しかし、施設は劣悪で教育環境は貧しく、高校進学率も低く、とても教育の機会均等が保障されているとはいえません。施設が保障されている子どもたちだけでなく、職員にとっても配置、待遇など厳しい職場でした。同様に、当時から学童保育もまた指導員の身分待遇が劣悪でした。にも関わらず、子どものために懸命に働き、研修にも積極的に研鑽を積んでいました。」

望月先生は県の子ども子育て会議副委員長です。学童保育はどのように話し合われているのでしょうか。

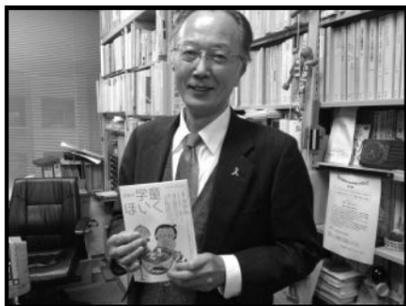
「会議での最大の課題は保育所の待機児問題ですね。学童保育は放課後子ども教室との一体化が主です。学童保育に相当な予算を付けたいと放課後が保障できないと思うのですが指導員の専門性も話題にならないのが現状です。」

「私には学童保育と児童館は統一されるべき」と考えています。保育が必要な子とそうでない子と分けなくてもよいと考えています。ただし建物施設と人員配置が適正であればの話です。それなのに学校空き教室利用とはとんちんかんな話です。しっかりと遊ぶための施設、環境、人が必要ですが、低いレベルでの一体化、統合の方向にあります。学習権、遊ぶ権利など、子どもの権利保障からはほど遠いですね。」

「関係者は大きな危機感をもって、国、県、市の子ども子育て会議のゆくえんを守っています。」

「今後、どうなっていくのか。それはやはり運動次第です。もちろん私も頑張りたいと思っています。」

記念撮影では、けん玉を持ったときが一番嬉しそう得意げだった望月先生。もつと聴きたいこともたくさんありました。今度はマイけん玉を持って訪れてみたいと思います。



国の学童保育基準案まとまる

国の放課後児童クラブの基準に関する専門委員会によるまとめが12月25日出ました。

子ども子育て会議の中の専門委員会で学童保育の基準(従うべき基準と参酌基準両方)を話し合ってきた内容のまとめです。今後、厚労省がこの報告書をもとに、省令案作りに入り、市町村にも通知がされます。また、2月にはパブリックコメントを募ります。

【放課後児童クラブガイドラインから何が変わったのか】

2007年、厚労省は放課後児童クラブガイドラインを策定しました。あまりにも地域ごとに格差が激しく学童保育が様々な展開されていることを憂慮し、国が望ましいとしている一定のラインを示すことで、質的な底上げを図ろうというものでした。

都道府県、政令市、中核市に通知し、ある程度意識化がはかられましたが法律上の拘束力はありませんでした。ガイドラインの主な内容(今回の基準に
関わ部分)は、対象児童が1〜3年生と健全育成上必要な児童(改正前の児童福祉法にもとづく)、規模は40人程度、生活スペースは1人あたり1.65m²以上、職員体制は指導員を配置(人数は定めず)、38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいとされていました。

いままですガイドラインに到達できていなかった市町村があることを考えると、基準になることで全体の底上げを図った意味では評価といえます。

【基準案の問題点】

しかし、課題は多く残っています。

まず基準の内容についてですが、従うべき基準として注目されていた放課後児童指導員の資格と員数は期待されていた内容からかなりトーンダウンしています。

新たな資格制度を創出することを視野に入れての資格ではなく、従来の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条で定める児童厚生施設に置かなければならないとされる者(遊びを指導する者)」が有する資格としています。ガイドラインで定めた内容が一部従うべき基準になった以外に変わっていません。

資格がない者については都道府県の研修を受講することで資格を補完、有資格者についても研修が必要となりました。ただし有資格者は1人いれば良いとのことになりました。

員数については2人以上配置することとしましたが、うち1人以上が有資格者であればよい、小規模児童クラブについては併設職員が兼務可能であれば1人でもよいとしています。07年ガイドラインに比べ複数配置が明記されましたが、常時2人体制とはなりません。

次に参酌基準についてですが、児童数は常時利用と一時利用(夏休み等)の児童数の平均としています。「おおむね40人の人数規模」、「1人あたりのスペース1.65m²以上」はガイドラインと変わっていません。多様な運営形態であることを踏まえ「一定の経過措置」を設けるとしていますが、いつまでを経過措置とするかなど不明点も多くあります。

また、対象児童を6年生までとしています。これは市町村の事業対象範囲であって、個々のクラブで6年生までの受け入れを義務化したものではありません。地域によっては同じ市町村内で、低学年までとか、あるいは一部のクラブだけ6年生までの受け入れをすることも考えられます。

放課後子ども教室、児童館との連携・一体的運用について懸念していましたが、文言としては残されました。

放課後児童クラブを利用しない児童とともに専用室・専用スペースで過ごすことも可能としたことは、都市部を中心に広がっている、放課後子ども教室と児童クラブの一体化の後押しとなるのではと懸念されます。

【基準から条例へ】

この新制度が、根本的には企業参入を容易にし、福祉から、サービスを買う制度への移行であること、国・県・市町村の責任が縮小されていくことを考えると、基準策定が施策拡充に向かわず補助要件が増えるだけになる危険性があります。そうならないよう、市町村が明確なビジョンを持って条例策定と事業計画をたてること、一括交付金の一部となっても補助金額を下げず、行政に十分な予算をかけるよう働きかけていくことが大切です。

3月までに都道府県、市町村に通知が出され、市町村ごとの基準策定が本格的に始まります。条例になる場合は6月議会か9月議会で審議され制定されていくことを考えると、あまり時間はありません。

条例にして各市町村に責任を持たせるようにしましょう。学童保育拡充に向けて今年も頑張りましょう。

絵本作家・サトシシ「来たる！」

第31回 あいち学童保育研究集会

2014年3月2日(日) 南山高校男子部